

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和6年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	79,315
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	705,420

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	98,033	29,990	0	0	11,023	57,020
民生費	社会福祉費	老人福祉費	145,568	6,728	0	1,565	16,367	120,908
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	265,976	187,011	0	960	29,906	48,099
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	36,476	20,895	0	0	4,101	11,480
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	25,393	9,946	0	500	2,855	12,092
民生費	児童福祉費	児童措置費	76,065	64,520	0	0	8,552	2,993
民生費	児童福祉費	母子父子福祉費	2,330	1,165	0	0	262	903
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	655	303	0	0	74	278
衛生費	保健衛生費	予防費	49,133	767	0	9,811	5,524	33,031
衛生費	保健衛生費	母子衛生費	5,791	1,004	0	64	651	4,072
合 計			705,420	322,329	0	12,900	79,315	290,876

※一般職人件費・一般事務費は除く。